

別冊

総務教育常任委員会資料

(平成30年12月17日)

〔件名〕

・地方法人課税の偏在是正について

【税務課】・・・1

総務部



地方法人課税の偏在是正について

平成30年12月17日
税 務 課

平成30年12月14日、平成31年度与党税制改正大綱が公表されました。大綱では、地方法人課税の新たな偏在是正措置として、「特別法人事業税・譲与税（仮称）」の創設について言及されましたので、概要を報告します。

1 制度化の背景（新たな偏在是正措置の必要性）

- 近年における企業活動の変化（企業再編、電子商取引等）や景気回復により、地方法人関係税収の偏在度は高まっている。
- 平成28年度税制改正において、偏在是正措置として法人住民税の交付税原資化が行われることとなったが、あわせて消費税率10%段階で地方法人特別税・譲与税制度が廃止されることが決定している。
- これらの結果、東京都の財源超過が拡大する一方で、本県のような小規模自治体は減収となり、さらに税収格差が拡大することが見込まれることから、昨年度の大綱でも検討が言及され、本県においても国要望や知事会等で新たな措置の必要性を訴えてきた。

2 大綱における新制度の概要

◎特別法人事業税（仮称）の創設 ※H31.10.1以降開始の事業年度から

法人事業税は、既決定事項では消費税率10%段階で本来の税率（9.6%）にすべて復元するところ、下表のとおり一部（2.6%相当）を国税化。

＜主な法人事業税率（所得割）と特別法人事業税率＞

法人区分	本来の法人事業税	現行（～H31.9.30）		改正案（H31.10.1～）	
		法人事業税	地方法人特別税（国税）	法人事業税	特別法人事業税（国税）
資本金 1億円超（※）	所得額の 3.6%	0.7%	2.9% （事業税額の414.2%）	1.0%	2.6% （事業税額の260%）
資本金 1億円以下	所得額の 9.6%	6.7%	2.9% （事業税額の43.2%）	7.0%	2.6% （事業税額の37%）

（※）資本金1億円超の法人（＝外形標準課税対象法人）は別途付加価値割、資本割が課税される。

◎特別法人事業譲与税（仮称）の創設

特別法人事業税（仮称）の収入額を、人口を譲与基準（※）として都道府県へ譲与。（H32～）

※当該年度の普通交付税の財源超過団体（東京都は、特別区との合算）に対しては、人口での算出額の75%に相当する額を控除した額を譲与し、控除した額をその他の都道府県の人口で按分して譲与額に加算。

➤国税化の規模は現行の地方法人特別税より小さい（現行：2.9%→新制度：2.6%）ものの、譲与税の配分基準により偏在是正を実現。

※東京都の地方法人課税は、既に決定している法人住民税の交付税原資化による約5,000億円と、新制度による約4,200億円、計約9,200億円が地方に配分される見込み。

3 新制度創設による影響額試算

本県は、既に決定している事項では減収（▲19億円）であったが、新制度により増収（+23億円）に転じる見通し。

（単位：億円）

改正事項	H31	H32 （譲与開始）	H33 （平年度化）
地方消費税率引上げ（1.7%→2.2%）	+4	+28	+31
地方法人特別税・譲与税廃止	0	▲9	▲33
法人県民税の一部交付税原資化	0	▲4	▲8
法人事業税交付金創設	0	▲5	▲9
既決定事項による影響	+4	+10	▲19
新制度	0	14	42
特別法人事業税払込	0	▲24	▲47
同譲与税受入	0	+37	+89
新制度を加えた影響額	+4	+24	+23

<参考>その他税制改正案の主なもの(県税関連)

(1) 車体課税の見直し

- 自動車ユーザーの負担軽減、自動車市場の活性化等から、小型乗用車を中心に自動車税を恒久減税。平成31年10月以降の新規登録分から適用。

排気量	～1.0L	1.0～1.5L	1.5L～2.0L	2.0～2.5L	2.5L超
現行	29,500円	34,500円	39,500円	45,000円	以降 1,000円軽減
改正案	25,000円	30,500円	36,000円	43,500円	
軽減幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	

- 恒久減税による減収分は、燃費性能の良い自動車に応じた軽減措置の重点化や自動車重量譲与税の都道府県配分(※)等を行うことで確保。

※現在、自動車重量税(国税)の一部は、市町村へ譲与税として配分されている。

(2) 消費税率引上げに伴う需要平準化対策

- 住宅ローン控除の控除期間延長(10年→13年)

- 自動車税環境性能割(※)の1%軽減

※自動車取得税は消費税率引上げとともに廃止となり、それに代わるものとして「自動車税環境性能割」を創設(平成28年税制改正事項)。車体価格を課税標準とし、燃費性能に応じて0%～3%の税率を設定。